

## 平成 20 年度第 2 回豊田市 P C B 処理安全監視委員会 議事録

平成 20 年 10 月 27 日 (月)

日本環境安全事業 (株) 豊田事業所 3 階  
プレゼンテーションルームにて

午前 10 時 00 分 開会

【(事務局)松井】 定刻となりましたので、ただいまから平成 20 年度第 2 回豊田市 P C B 処理安全監視委員会を開催させていただきます。

各位におかれましては、ご多忙の中ご参集いただきまして大変ありがとうございます。

本日の監視委員会ですが、1 時間 30 分程度を予定しておりますので、スムーズな進行にご協力をお願いいたします。

本日、今泉委員、市原委員が欠席されておりますが、監視委員会設置要綱第 6 条第 2 項に基づきまして、委員の半数以上が出席されておりますので、委員会が成立したことをご報告させていただきます。

なお、写真撮影等につきましては、会議の冒頭のみとさせていただきますので、ご了解ください。

それでは、議事に先立ちまして、豊田市環境部長の宇井より挨拶申し上げます。

【豊田市(宇井環境部長)】 おはようございます。豊田市環境部の宇井でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、松田委員長を始め安全監視委員の皆様、それから関係各位の皆様、大変お忙しい中、平成 20 年第 2 回目の豊田市 P C B 処理安全監視委員会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、豊田 P C B 廃棄物処理施設は、稼働から約 3 年を経過しております。途中、事故によりまして運転停止ということがございましたけれども、この安全監視委員会で検討をいただきました内容や皆様のご意見等を踏まえ、J E S C O 並びに運転管理会社が日々改善努力を積み重ねまして、地域の皆様、あるいは環境省、愛知県からもご協力をいただきまして、運転を再開した後は、順調に操業をされておるということでございます。

本市も、施設への立入検査などにつきましては、緊張感を持って監視を実施しております。

一方、PCB廃棄物の処理につきましては、豊田市が策定いたしました「豊田市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」におきまして、市域内のPCB廃棄物は平成21年3月までにすべて処理するということを目標にしております。

また、市域内のPCB廃棄物につきましては、優先して処理をしていただいておりますが、処理を推進していく中で、廃棄物の管理状況、あるいは保管事業者の対応などにつきまして、幾つかの問題点が明らかになってまいりました。

まず、PCB廃棄物の保管が長期間に及んでいるということから、機器の劣化が進行しておりまして、PCBの環境中への流出というリスクを携えておるということがございます。

実は、市としてもお詫びを申し上げなければなりません。先日、新聞報道等ございましたけれども、市が管理しております「おいでんビル」というのがございます。そのビルの屋上に設置しておりましたトランスから、PCBを含む絶縁油が環境中へ流出してしまったということがございました。

市が所有するPCB廃棄物につきましては、改めて管理を徹底するように指導しており、また市内の保管事業者に対しても指導を行ってまいります。

また、市内の保管事業者の一部につきましては、速やかに処理ができないというケースがあると聞いております。本日の委員会でも、保管事業者による問題事案が発生したことについて報告をさせていただくことになっております。

さて、今回は市内のPCB廃棄物の処理状況についても、JESCOより中間報告をしていただくことになっております。市内PCB廃棄物の処理が進むにつれて、県外のPCB廃棄物がどんどん搬入され始めておりまして、いよいよ広域的な事業となつてまいりました。

これからの世代に負の遺産を送らないということは大変大事でございます。そのためには、施設の運転及び収集運搬作業が安全で安心をされるように、きちんとした対応が必要だと思っております。豊田廃棄物処理施設で安全・安心な操業が行われるように、委員の皆様にはさまざまな角度から忌憚のないご意見をいただくようお願いしまして、ご挨拶にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

【事務局(松井)】 今回、環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 課長補佐

の高橋様においでいただいておりますので、ご挨拶いただきたいと思います。高橋様、よろしく申し上げます。

【環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課(高橋課長補佐)】 おはようございます。環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課の高橋でございます。

本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。また、PCB廃棄物の処理につきましては、日ごろからご協力をいただきまして、大変感謝申し上げます。

PCB廃棄物のJESCOによる処理につきましては、今年の5月に全国5カ所の施設で処理が開始されまして、少しずつではございますけれども、着実に処理が進んでいるということでございます。こちらの豊田事業所での処理につきましては、監視委員会の皆様、また地元の豊田市、愛知県の皆様方に日ごろからご協力いただいている賜物かと存じております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

また、PCB廃棄物につきましては、JESCOが行っている処理対象物のほかに、微量のPCBに汚染されてしまったというものもございます。こちらの処理物につきましては、現在、中央環境審議会で検討しているところでございますけれども、その中間的な整理が今年の9月に取りまとめられたところでございます。今後、その検討を進めていき、またそういった中間的整理を踏まえて、行政のほうで適切な制度設計等の対応をしていきたいと考えてございまして、こういった制度設計も相まって、PCB廃棄物の処理を今後とも全体的に進めていかなければいけないというふうに考えてございます。

今後、事業の進展が伴う中で、また幾つか課題など生じてくるかもしれませんけれども、そういったところについてはぜひいろいろご意見をいただきまして、それに基づいて適切に対応したいと思っております。

今日はどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局(松井)】 ありがとうございます。

本日は、JESCOの方々にもご出席いただいております。ここで、ご挨拶をいただきたいと思います。事業部長の齊藤様、よろしく申し上げます。

【JESCO(齊藤事業部長)】 おはようございます。本社事業部長の齊藤です。

本日は、週の初めの朝早い時間からお集まりいただきましてありがとうございます。日ごろより当社事業につきましているいろいろご指導・ご意見をいただきまして、大変あ

りがとうございます。

冒頭、宇井部長、あるいは高橋補佐からもお話がありましたとおり、前回の監視委員会のちょっと前ですが、今年の5月に5カ所目の北海道事業がスタートいたしました。高濃度のトランス、コンデンサにつきましては、ようやく全国的な処理体制が整ったというところでございます。

各施設の状況は、それぞれスタート時期が違いますけれども、一番初めに操業いたしました北九州事業につきましては、処理規模も0.5トン/日ということで、いわば国のパイロット・プラント的に時間をかけて小規模でスタートいたしておりましたが、その後順調に稼働いたし、現在、その0.5トンを1.5トンに拡張するという二期工事事業がようやく試運転の段階に入ってきています。来年度に入りましたら、北九州も拡張いたし、それでもって期限内に大型トランス、コンデンサを処理する施設がそろうこととなります。

2番目に開業しました豊田施設につきましては、昨年6月下旬にトラブル後の操業再開以降、おかげさまで順調に推移をさせていただいております。

また、3番目の東京事業につきましては、漏洩事故を2回起こしましたがけれども、施設の手直し等もかなり大がかりで行ってまいりまして、今年度に入りましてからは、少しずつですが稼働率がアップし、処理量も実績が上がってきているというところでございます。

また、大阪事業につきましては、一昨年10月操業以来、順調に稼働しています。

今年5月に稼働した北海道施設でございますけれども、現在、立ち上げ期間中ということで、処理稼働率としては30%～35%ぐらいで、年末に5割ぐらいと順次稼働率を向上し、年度明けから70～80%ぐらいの稼働率になろうかと思っております。

いずれにいたしましても、我々はいろいろな事故、あるいはトラブルの経験を積んできておりまして、そういった経験を踏まえつつ、二度と同じような事象を起こさないということで、緊張感を持って全事業、連携をとりながら進めていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくご指導を賜りたいと思います。

本日は、一つの節目的な報告を当社のほうからさせていただきます。昨年この監視委員会の委員に新たにご就任いただいた方々には、今までの事故、あるいはトラブルの経緯等について余り十分にご説明する時間がなかったということで、お詫びを申し上げておりましたが、本日、すべてのそういった関連の資料も参考としてつけさせて

いただいておりますので、この機会にいろいろご疑問の点等あればご質問をいただければと思います。

本日はよろしくお願いいたします。

【事務局（松井）】 ありがとうございます。

それでは、議事に移ります前に、お配りしました資料の確認をさせていただきたいと思ひます。

上から順に、本日の会議次第、委員名簿、席次表。ホッチキス留めで資料1、資料2 - 1、資料2 - 2、資料3。最後にクリップ留めで別添資料1です。

不足がございましたら、事務局までお申し出ください。

では、これより議事に移りたいと思ひます。

議事進行につきましては、松田委員長にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

【松田委員長】 本日は、皆さん大変ご多用の中、ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。本日は、ご審議をよろしくお願ひいたします。

早速ではございますが、会議次第に従いまして、まず議題1「豊田PCB処理事業における豊田市の対応について」につきまして、事務局よりご説明いただきたいと思ひます。

【豊田市(福岡環境保全課長)】 それでは、お手元の資料1をお願いしたいと思ひます。「豊田PCB処理事業における豊田市の対応について」ということでご報告させていただきます。

まず「1 豊田PCB廃棄物処理施設への立入検査の実施状況について」でございますけれども、前回の安全監視委員会の後、計15回の立入検査を行いました。こちらにつきましては、3ページの表1に掲載させていただいておりますので、またご覧いただきたいと思ひます。

今日は、主な内容を5点ほどご報告させていただきます。

まず「(1)日本環境安全事業(株)(以下JESCO)からの環境モニタリングの結果報告値の確認」でございます。これは、市との協定に基づきましてJESCOから報告義務がありまして、大気、土壌、地下水等について定期的に報告をいただいております。近年、環境に関するデータにつきまして、書きかえたり、間違えたりといったことが多々発生しておりまして、環境省からも、こういったものについて原簿を

見て確認せよというご指導もいただいております。今回、立入検査の中で、JESCOがっております計量証明書等の原簿を確認させていただきまして、報告値と間違いないことを確認いたしました。

「(2) オンラインモニタリングの確認について」でございます。こちらにつきましては、6月に立入検査を行った際に、排ガスシステムの幾つかあるうちの第3システムのオンラインモニタリングにおいて高い数値が視認されていたということがございました。これは9ページの写真の - 3をご覧くださいと思います。こちらがオンラインモニタリングのグラフでございますけれども、赤い丸で囲ったところがかなり高い数値になっております。

3システムの排気は、処理をした後、さらに第1システムの排気ガスの処理のほうに接続をされておりますので、最終的な外への出口におきましては、オンラインモニタリングの数値、それからオフラインの手分析での数値についても、特に異常は認められておりません。ですから、協定値の排ガスのほうで上回っているということはないというふうに確認しております。

この原因につきましては、オンラインモニタリングのサンプルを採るサンプルラインにオイルミストが混入したことが原因ではないかということで、ミスト除去のためのフィルターを設置したという報告がJESCOよりありました。現在、経過を観察している状況でございます。

「(3) 新規入場者講習の内容確認」でございます。新たにこちらの処理施設へ入場される方については、全員がこの新規入場者講習というのを受けていただくようになっております。この内容につきまして、市の職員が実際に受講いたしまして、適切かどうかを確認させていただきました。具体的には、事故の際のいろいろな事例ですとか、それから作業内容の具体的な想定等について説明が行われておりまして、適切に講習が行われていると感じております。

「(4) 遮蔽フード内ステンレス床の管理状況の確認」でございます。こちらにつきましては、解体・洗浄エリアの遮蔽フード内のステンレスの床がコーキングで一部施工されておりまして、このコーキング部分につきましては、気密性が保たれているかどうかを定期的に点検を実施することになっております。点検の検査結果について確認させていただいたところ、微少発泡が確認されるところが増加の傾向にあるということが明らかになりました。アルミの保護テープをはがし、強く真空に引いたとき

にのみ起こるということで、直ちに漏洩につながるようなことはないと考えておりますけれども、何らかの原因によりましてコーキング部分の劣化が起きている証拠ではないかと思われまますので、ＪＥＳＣＯに対しまして、原因究明とコーキング管理方法の再検討をするように指導させていただきました。

現在、ＪＥＳＣＯのほうでさまざまな実験等を行っております、この実験の実施については、市でも立入検査を行って確認をさせていただいております。

この件につきましては、ＪＥＳＣＯから詳しい報告がなされることになっております。

続いて「( 5 ) 水質汚濁防止法に基づく排水の検査」でございます。ＪＥＳＣＯ豊田事業所は、水質汚濁防止法の特定事業所になっております。したがって、私どもでは水質汚濁防止法に基づく立入検査も行っているところでございます。

排水について検査を実施いたしましたけれども、検査項目すべてについて基準値を超えるものはございませんでした。詳細につきましては、４ページの表２に掲載させていただいております。

続きまして２ページ、「２ 収集運搬事業者の作業状況等の確認について」でございます。前回の安全監視委員会以後、収集運搬事業者に対して計７回の立入検査を実施いたしました。

主な内容につきましては、「( 1 ) 緊急対応用品の装備の確認」でございます。こちらは、実際にＪＥＳＣＯへＰＣＢ廃棄物を搬入している、このときは太平産業という業者でございますけれども、こちらのほうに緊急対応用品の装備について抜き打ち検査を実施いたしました。

検査結果といたしましては、適切な装備であることを確認いたしました。今後は、ほかの収集運搬事業者につきましても順次こうした抜き打ち検査を実施いたしていく予定でございます。

「( 2 ) 収集運搬事業を始める事業者に対する指導」でございます。こちらについては、初めて収集運搬をする事業者すべてについて立入検査で今まで確認をしてきておりますけれども、今回は、鈴與自動車運送及びエコ・ポリスという２社につきまして、ＰＣＢを使わない搬入の訓練と、それから実際に初めてＰＣＢを運んだ初回の作業につきまして立ち会いを実施し、内容を確認いたしました。

最初の訓練時におきましては、幾つかの書類等の不備とか、改善すべき点がござい

ましたけれども、実際に収集運搬をされたときには、その指摘事項につきましては改善されておりまして、ガイドラインに沿った適切な作業が行われていることを確認いたしました。

続きまして、5ページをお願いいたします。「3 環境モニタリング調査について」でございます。こちらは、市のほうでPCB処理施設周辺におきまして年に2回、夏季と冬季に環境中のPCB濃度を継続して調査をしているものでございます。本年度につきましては、8月及び10月に調査を実施いたしました。調査地点及び調査結果につきましては、6ページの図及び表をご覧いただきたいと思っております。

結果につきましては、概ね過去の調査結果の範囲内におさまっておりまして、特に異常な値は認められませんでした。ただ、水質につきましては、現在まだ分析中でありまして、結果が出た段階でまたこちらの委員会にご報告をさせていただきたいと思っております。

「(2) 分析データの確認について」でございます。こちらにつきましては、本委員会でも精度管理は非常に重要であるとのご意見をいただいております。この分析を委託しております業者につきまして立入検査を行いまして、サンプルの取り扱いですとか分析方法等が適切に行われているかどうかを確認いたしました。マニュアルに沿って適切に行われていることを確認させていただいております。

また、水質につきましては、クロスチェックを行うということで、同一地点を2業者で調査をさせていただいておりますので、そのデータについても比較をし、またこちらでご報告をさせていただきたいと考えております。

「(3) 異常データへの対応(案)について」。こちらはこの委員会でご意見をいただきましたが、7ページに案を載せさせていただきましたけれども、まだまだたたき台で、十分な検討ができておりませんので、皆さん方のご意見をいただいた上で、次回の安全監視委員会には、きちとしたものとしてご提示させていただきたいと思っております。

続きまして、8ページをお願いいたします。「4 PCB廃棄物保管事業者に対する処理の啓発指導について」ということでございます。先ほど私どもの部長からの話にもありましたけれども、「豊田市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」では、市内のPCB廃棄物については20年度末までに処分することを目標といたしております。今年度9月末時点におきましては、約3分の2強のPCB廃棄物が処理されたという

ふうには報告を受けておりますけれども、まだ市内には未処理の事業者がかなりの数ございます。特に機器の登録等もまだ行ってみえないところも 60 事業者あるということで、こういった事業者に対しまして、電話でまず指導させていただいて、そのうち、特にご了解いただけないようなところにつきましては、実際に 32 事業者について訪問して啓発指導を実施させていただきました。今後も、3 月末までに計画どおり処理が推進されるように、引き続きこういった未登録の事業者の指導も続けていきますし、また、登録はしておりますけれどもちょっとまだ処理の予定が立っていないところにつきましても、引き続き指導をしていきたいと考えております。

処理状況につきましては、J E S C O のほうから中間報告という形でまた報告をいただくことになっております。

「5 日本環境安全事業株式会社からの報告について」でございます。これは、定期のモニタリング報告ということではありませんで、ちょっとしたトラブルがございましたので、そのご報告ということでございます。

7 月でございますけれども、P C B 廃棄物を保管している方ですが、会社が倒産して保管に困っておられる事業者が、自分が持っておりましたコンデンサ 1 台を自家用車に乗せて土曜日にこちらの施設に持って来られたということが起きました。不法投棄をおおわせるような発言もあったということで、J E S C O のほうで一時的に預かるということになったという報告が市にありました。

J E S C O は、市との協定の中で、受入基準等を満たさないような運搬については受け入れを拒否することになっております。したがってまして市といたしましては、J E S C O に対して再発防止を求める文書指導を行いました。

また、この保管事業者は愛知県の海部郡の事業者であったということで、愛知県が監督官庁であり、それからまた、こういった調整をする東海地区広域協議会の事務局でもあるということで、愛知県に対しても文書により、保管事業者に対する指導、それから協議会での再発防止対策の検討等をお願いいたしました。

こちら、J E S C O から詳細報告がされることになっております。

続きまして、「6 P C B 廃棄物処理に係る東海地区広域協議会の報告について」ということでございます。東海 4 県 7 市の P C B についての連絡協議会でございますけれども、こちらで先ほどの不適正な自己搬入の件につきまして検討をいただきました。

10月にワーキンググループを開催していただきまして、この事例につきましては情報を共有化し、適切にサポートすることによって防止できたのではないかとということで、情報を共有化し、保管困窮者へのサポートに努めていくということで合意をいただきました。

私どもからの報告は以上でございます。

【松田委員長】 どうもありがとうございました。

こちらの資料の中に写真をたくさんつけていただいておりますが、こちらのほうの説明はよろしいでしょうか。

【豊田市(福岡環境保全課長)】 この資料につけさせていただいた写真につきましては、立入検査等の状況について、写真で見させていただいたほうがわかりやすいかなということで掲載させていただきましたので、ご参考にご覧になっていただければと思います。

【松田委員長】 関連した内容については、J E S C Oのほうからも説明があるでしょうか。

【豊田市(福岡環境保全課長)】 先ほどご説明させていただいた3つの点、S U S床の微少発泡があったという事例、処理の状況についての中間報告、それから休日に不適正な搬入をされた事例については、別途J E S C Oのほうからもご報告をいただけることになっております。

【松田委員長】 わかりました。ありがとうございました。

ただいまの議題1の質疑応答につきましては、全体の中で取り扱わせていただくことにいたしまして、次の議題2に移らせていただきます。

議題2、「豊田PCB廃棄物処理事業の操業状況について」ということで、J E S C Oのほうよりご説明をお願いいたします。

【J E S C O (吉本所長)】 豊田事業所の吉本と申します。よろしく申し上げます。

それでは、議題2「豊田PCB廃棄物処理事業の操業状況について」ということで、資料2-1及び資料2-2を準備しております。それから、クリップで留めている資料は2-1の別添資料となります。

最初に資料2-1、豊田市域の処理終了時の事業総括を中間報告としてまとめましたので、その資料をもとにご説明したいと思います。

この資料は、私どもと豊田市と交わしております環境保全協定に、「処理の終了に

近づいた適当な時期に評価を行い、結果を豊田市の安全監視委員会に報告すること」という定めがございます。豊田市域の高圧トランス、コンデンサ類の処理の完了は、平成 20 年度末を目指しているところでございます。報告するには少し時期が早いかわかりませんが、中間報告として取りまとめました。これまでに安全監視委員会でご説明、ご報告した資料も一部この事業総括の報告書の資料としておりますので、今日の説明では、時間の関係もあり、これまでにご報告した内容は一部説明を省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、目次をご覧ください。環境保全協定には、市域の処理終了時の事業総括に関する内容が 5 項目記載されております。目次から見ていただきますと、4 の「事業の実施状況」で、「受入れ・処理及び搬出の状況と実績」が 1 つ、そして「処理施設の運転状況と実績」、それから「事故等の発生及び措置の状況」、それから 5 の「周辺環境への影響の状況」、6 の「安全対策、教育訓練等の状況と実績」、以上 5 項目が保全協定に記載されております。今日は、目次でいいますと 4 の「事業の実施状況」、そして 5 の「周辺環境への影響の状況」を主にご説明させていただきたいと思っております。

1 ページにまいりまして、「はじめに」。豊田 P C B 廃棄物処理施設（「豊田施設」）は、平成 17 年 9 月 1 日操業を開始しました。

操業開始後の 11 月 21 日に P C B 漏洩事故を起こし、原因究明及び再発防止対策を講じるため、平成 18 年 7 月まで操業を停止しました。さらに、操業を再開した 5 カ月後の平成 18 年 12 月から翌年 2 月にかけて、施設内からの上水の流出や真空加熱分離エリア内での冷却水漏れ、ベンゼン濃度管理目標値の超過などのトラブルを発生させたことから、操業を停止し、設備の修繕・改造を行うとともに、教育・訓練による徹底した意識改革にも取り組みました。

平成 19 年 6 月 28 日の運転再開後も、引き続き安全操業に向けたさまざまな取り組みを行うことにより、現在まで順調に操業を続けております。

豊田施設におきましては、豊田市内に存する高圧トランス、高圧コンデンサ及びこれらと同等のものは、平成 20 年度末までにすべて処理することとしていました。特にコンデンサ類につきましては、平成 20 年 9 月末までに 7,050 台処理しております。日本環境安全事業（株）に登録されて処理すべき市内のコンデンサ類は、9 月末時点で 6,286 台であります。これまでトラブル等で操業停止があったものの、処理量的に

は市内分のP C B廃棄物を処理する能力を備えた施設であるといえます。

しかしながら、豊田市内には、現施設では処理が困難なコンデンサ類、使用中のP C Bを含む機器類や、経済的な理由等により早期処理を希望していない事業者が保管しているP C B廃棄物があるため、予定の平成 20 年度末までに豊田市内のすべての処理対象物を処理することはできない状況でございます。

「2 . 豊田P C B廃棄物処理施設の概要」。こちらは省略させていただきます。

2 ページの「( 2 ) 処理工程」につきましては、クリップで留めております別添資料に処理工程表を添付させていただいております。

「( 3 ) 施設の概要」も、省略させていただきます。

「( 4 ) 運転管理体制」。当施設は、およそ 160 名体制で操業に当たっています。別添資料の 2 枚目に、この事業所の体制を添付させていただいております。

3 ページ、「3 . 収集運搬時の安全性の確保」。これ以下、ご説明には文書を読んだ方がわかりやすいかも知れませんが、時間の関係もございまして、私のほうで要点と思われる箇所をご説明させていただきます。

収集運搬時の安全性を確保するため、国は「P C B 廃棄物の収集運搬基準」、そして「特別管理産業廃棄物収集運搬の許可基準」の強化に係る政省令改正を行っております。また、「P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン」というものを平成 16 年 3 月に制定しておりまして、そのガイドラインには収集運搬の方法、運搬容器、安全管理、緊急時の対策などを定めております。

このガイドラインを具体化するため、J E S C O では受入基準というものを定めました。この受入基準では、収集運搬時の漏洩・流出防止対策として、漏れ防止型金属容器または漏れ防止型金属トレイの使用及び吸収材等の機材の携行、全地球測位システム ( G P S ) による運行管理システムによる装備、搬入経路の義務づけなどを定めております。

現在、私ども豊田事業所で入門許可をとって認定をしている収集運搬業者は、18 事業者がいらっしゃいます。

3 ページの左下の写真が、ガイドライン並びに私どもの受入基準を満たした形でコンデンサ等を積み込みしている状況でございます。車にはG P S のアンテナをつけております。そして漏れ防止型金属容器の中にインナートレイを入れようとしている状況でございます。

右側が、豊田施設での積み下ろし作業中の写真でございます。

4 ページにまいりまして、豊田事業所にこれまで収集運搬している回数を記載しております。平成 17 年度は 53 日、延べ 111 台の車が搬入しました。これまで操業時から 362 日（土曜、日曜、そして大雨が降ったとき等は搬入しておりません）、延べ 687 回の搬入がございました。この間の収集運搬時の漏洩、あるいは流出事故等は発生しておりませんので、収集運搬時の安全性の確保は十分とられているというふうに思っております。

4 ページ真ん中の軌跡図でございますが、ちょっとわかりづらいですが、衛星通信システムをつけた車が保管事業者から豊田事業所に入って来る時間的な経緯を描いてございます。平成 20 年 7 月 25 日に 2 カ所の保管場所から豊田事業所に入っている記録でございます。これまで搬入したすべての記録が電子情報として残っております。この記録をとることによりまして、どこから J E S C O に入ったのか、不法投棄がなされていないか、そして定められた搬入ルートを通っているかということが確認できようかと思っております。

「4 . 事業の実施状況」でございます。

「( 1 ) 受入れ、処理及び搬出の状況と実績」。豊田施設におきましては、平成 20 年 9 月末までにトランス類 463 台、コンデンサ類 7,224 台、廃 P C B ドラム缶 64 本を受け入れております。受入台数は、別添資料 3 のとおりです。受入台数と処理台数は若干タイムラグもありまして、数字が異なっていますので、受入台数は別途に載せさせていただきました。

「( 2 ) 処理施設の運転状況と処理実績」でございます。豊田施設は、平成 17 年 9 月 1 日から操業しておりまして、平成 17 年 11 月に P C B の漏洩事故を起こしました。その後、再開しましたが、排気においてベンゼン濃度の超過等がございまして操業停止をしております。開業しましてから 37 カ月経っております。この間、操業したのは約 25 カ月、運転停止期間が 12 カ月というのをこの表の中にあらわしております。操業の中で年に 3 回定期点検を実施しておりまして、その定期点検期間も記載しております。

「2 ) P C B 廃棄物の処理実績」でございます。豊田施設の操業を開始し、平成 20 年 9 月末までの P C B 廃棄物の処理実績は、トランス類 463 台、コンデンサ 7,050 台、廃 P C B 油が 64 本でございます。

実績は6ページの表になっております。表の上のほうにトランス類、コンデンサ、廃PCBとございますが、2番目の段が試運転時に処理した台数、そしてその下、平成17年度、18年度、平成19年6月以降は毎月処理台数を書いてございます。

小型トランスは1.6トン未満のもの、大型トランスは1.6トンから12トンまで受け入れられます。そして車載トランス、コンデンサ類とございます。純PCB処理というのは、化学処理した後のPCBを換算した数値でございます。これらの処理したものの推移を7ページに表にしております。

のトランス類処理台数を見ていただきたいと思います。縦の棒グラフでございまして、青色で書いてあるところが大型トランス、そして車載トランス。私どもの処理施設は大型トランスと車載トランスは同じラインで処理しております。そして小型トランスはまた別のラインで処理しておりますので、グラフで色分けをしております。これを見ていただきますと、操業当初、少し処理能力的には十分でなかったことがございますが、平成19年の9月以降のデータから見ますと、大型、車載トランス、平均しますと月に5台ほど、小型トランスは月に18台ほど、コンデンサは月に300台ほど処理をしております。

真ん中がコンデンサの処理台数でございます。一番下の表は純PCBの処理量でございます。純PCBの処理量は、平成20年3月に少し多いですが、この時期にドラム缶でPCB廃棄物を27本受け入れておりますので、その影響で処理量が多かったのではないかと考えております。

8ページ、「4)有価物及び産業廃棄物の払出実績」でございます。当施設では、PCB無害化を行った後に発生する不要物は、有価物と産業廃棄物に分けております。有価物は鉄と銅、産業廃棄物の主なものとしては、廃トリクロロベンゼン(廃TCB)、液処理残渣、そして含浸物。含浸物は主にコンデンサの素子、トランスに使われている木、あるいはプレスボード類でございます。それらの払い出しをしました量を平成17年度、18年度、そして19年度の6月以降は月々記載して表にまとめております。

そして、その有価物及び産業廃棄物の払出量の推移をグラフにしております。8ページの下は鉄、銅です。コンデンサの容器等は鉄でできており、鉄心は電磁鋼板というものでできております。そしてコイル等は銅でございまして、有価物の量をあらわしております。

9ページ、廃TCB。廃油として払い出しをしております。操業以来のデータを棒

グラフにあらわしております。

それから液処理残渣、これは汚泥として払い出しをしております。

含浸部材は、紙くず類として払い出しをしております。

碍子類は、がれき類として払い出しをしております。

10 ページ、「6) 前処理及び液処理の運転モニタリング状況」でございます。前処理工程における超音波洗浄と真空加熱処理での処理物の1回目の卒業判定結果の合格率は85%前後でございます。卒業判定において不合格の場合は、すべて再処理を行いまして、卒業判定基準以下であることを確認してから払い出しをしております。液処理残渣の卒業判定合格率は、操業開始時からすべて1回目で100%であり、豊田施設の化学処理方式である脱塩素化分解法は安全性、環境保全性からすぐれていることが確認できるのではないかと考えています。

次の表は、平成17年度では148バッチ超音波洗浄処理をして、1回目の洗浄では69%の合格率であったということをあらわしております。平成20年9月を見ますと、126バッチ処理して85%の合格率、計算しますと19バッチが1回目では不合格があったという見方になります。

下の表は、超音波洗浄で非含浸物の処理をした量、そして合格率を赤の線で描いております。推移している状況がうかがえるかと思えます。

11 ページは、真空加熱処理(含浸物)、コンデンサの素子、プレスボード、あるいは紙等の処理物でございます。

2段目が廃TCBの処理でございます。

最後に液処理の液処理残渣でございます。合格率は100%のところになっております。すべて1回で合格しているというデータになっております。

「(3) 豊田市内のPCB処理にかかる進捗状況」でございます。12ページを見ていただきます。登録というのは、保管事業者が持っているPCB廃棄物の情報等をJESCOに提供していただくということを登録と申しております。

豊田市内で登録されているトランス類は全10台、そのうち8台はトランス本体にじみ認められるため、現時点では受け入れを見送っております。保管事業者にて補修を検討中で、状況によっては20年度内の受け入れを実施し処理をすることを考えております。

コンデンサ類は全6,286台、そのうち4,266台の処理は完了しました。残る2,020

台のうち、平成 20 年度中に処理が進むと思われる機器は約 450 台、経済的な理由等で平成 21 年度以降に処理を予定している機器が 270 台ございます。現時点において豊田施設では処理が困難な機器が約 1,300 台ございます。

中段に円グラフで示しておりますが、豊田市内に保管されて J E S C O に登録されているコンデンサ 6,286 台の内訳でございます。一番割合の多い色を塗っている 4,266 台、68%でございますが、これが終わったものでございます。そして 450 台、7%ですが、10 月以降来年の 3 月までに処理をしていただけそうなものです。そして 270 台、4%になりますが、現在のところ経済的な理由等で来年度以降に処理させてほしいというところ、そして 1,300 台、21%ほどになりますが、私どもの施設で現在はちょっと処理が困難なものがございます。

下のグラフでございますが、244 事業者の内訳です。事業者と書いておりますが、現在、事業を取りやめて個人で持っている方も事業者として取り扱っております。豊田市内には 244 の保管事業者がいらっしゃいますが、163 の事業所の保管しているものはすべて処理が完了いたしました。5 事業者は、幾つか数を持っていて、まだ処理を実行中の事業者です。そして 76 事業者が、今後進めていかなければならないという事業者になります。

13 ページです。処理が困難なコンデンサ類についてでございます。豊田施設において、受入寸法規格外のコンデンサ類については、現在のコンデンサ解体ラインで処理するのは、自動搬送装置等でハンドリングが困難なことから、今後、ある程度処理が進んだ段階で、搬送装置等を改造すること等により処理が可能なように検討したいと思っております。

また、漏洩品や漏洩の恐れのあるコンデンサ類は、現在、収集運搬及び処理工程において、消防法・作業安全衛生等の課題があるので、関係機関と調整中でございます。

その他 P C B 廃棄物、先ほど環境省のほうからご説明がありましたので、省略いたします。

「(4) 事故等の発生及び措置の状況」でございます。本来は、この場で事故等の経緯、対策等をお話しないといけないところでございますが、事故、トラブルを下表にまとめております。また、事故の原因及び対策については、これまで安全監視委員会で別添資料を基にご報告しておりますので、大変申しわけないですが、本日は内容の説明は省略させていただきたいと思っております。添付資料 4 から 10 までが事故等

の報告内容でございます。

次に、「5．周辺環境への影響の状況」です。大変申しわけないですが、クリップで留めております添付資料の12を見ていただきたいと思います。本文のほうには、こちらの添付資料12の内容を取りまとめて記載しております。

モニタリング結果につきまして、平成19年度までは、今年の5月の安全監視委員会にご報告させていただいております。まず資料の構成としまして、1ページから13ページまでは、操業開始から今年の9月までの測定結果でございます。そして14ページは、環境保全協定に基づくモニタリング計画、豊田市とJESCOが交わした内容をまとめて一覧表にしております。そして15ページが、排気測定のサンプリング箇所と系統図でございます。資料1で豊田市からオンラインモニタリングで高い数値が確認されたというご説明がありましたので、この15ページの表、排気測定のサンプリング箇所ということで少し補足説明をさせていただきます。

一番左側に数字が並んでおりますが、これは1系統、2系統、3系統の排気ということでございます。先ほど3系のオンラインモニタリングが高い濃度を示したというご説明がありました。3系の排気は、前処理(抜油/洗浄、真空加熱)プロセス排気、あるいは反応槽のプロセス排気でございます。処理過程の排気ですから、この施設の中ではこの排気がPCB濃度としては一番高い濃度のものを出しております。その後には排気処理装置というのがございまして、その後には“M”というものがございます。この“M”のところのオンラインモニタリングで測定している数値が高かったですよというご説明がございました。この“M”の後には活性炭を通しまして、矢印を見ていただきますと、再度1系の排気に流しております。そしてその排気は排気処理装置がありまして、またオンラインモニタリング“M”で測定をしております。この“M”では低かったので、外にはPCB濃度の高いものは排出していませんよというご説明がありました。少し補足説明をさせていただきました。

添付資料12の元に戻りまして、1、2、3ページでございますが、前回、監視委員会の委員の方から、1ページのPCB、あるいはベンゼン濃度につきまして、「不検出」と書いてございましたが、これは検出限界値以下なので「不検出」という記載はいかななものかというご指摘がございまして、私どもも見直しまして、検出限界値以下の数値の形に記載を変更させていただいております。

2ページ、3ページ、4ページ、5ページ、数値的には余り問題ないと思っております。

ます。

そして6ページ、7ページ、最終放流口、騒音、振動、それから悪臭という形で測定した結果を書いています。

12ページには、周辺環境、基本的に春夏秋冬の四季に周辺のPCB、ダイオキシン類、ベンゼン等の濃度の測定をしております。その数値を下のほうにグラフであらわしております。

それでは、本文に戻りまして14ページになります。これらの結果をまとめたものですが、「(1) 排出源モニタリングの結果と評価」でございます。

豊田施設の操業期間中における排出源モニタリングの結果を下表にあらわします。排気中のPCB濃度、ダイオキシン類濃度については、すべて管理目標値を下回っていますが、ベンゼン濃度につきましては、平成19年1月30日採取した3-2系の排気ガス中の濃度が管理目標値を超えたことから、直ちに豊田市に報告し、施設を停止させました。その後、管理目標値を超えることがないように管理を行っています。

排水中のPCB濃度、ダイオキシン類濃度は、これまですべて管理目標値等を下回っております。

その他有害物質28項目の測定値についても異常はありません。

騒音につきましては、当初、夜間騒音規制値70dBは下回っていたものの、管理目標値を上回っていたため、平成18年12月にチャンバールーム及び騒音反射板に吸音材を張りつけるなどの改良工事を行ったことによりまして、管理目標値と同程度まで下げることができました。

振動については、管理目標値以下でございます。

また、排気口における悪臭物質濃度は、これまで管理目標値を下回っています。

その他悪臭物質19項目の測定値についても、異常はございません。

15ページになります。「(2) 周辺環境モニタリングの結果と評価」でございます。周辺環境モニタリングの結果を下表に示します。大気中のPCB濃度及びダイオキシン類濃度については、すべて環境基準値等の管理目標値を下回っております。なお、ベンゼン濃度につきましては、当該地域が工業専用地域であることから、環境基準値は適用されておきませんが、当社の定めた管理目標値を下回っております。

土壌、地下水についても、すべて環境基準値を下回っております。

以上でございます。詳細は、先ほど一部説明させていただきましたモニタリングの

結果、添付資料 12 をご確認ください。

本文「6 .安全対策、教育訓練等の状況と実績」については、前回の安全監視委員会、あるいはこれまでの安全監視委員会でも何度か説明させていただきましたので、少し省略して説明させていただきます。

16 ページでございますが、流出防止機能と管理。これは、洗浄液、あるいはPCB液が漏れた場合、施設外へは流出させないための多重の流出防止機能を備えています。その流出防止機能の健全性の確認を毎年定期的に行っていますが、どのようにやっているかということを書いてございます。そして万一漏れた場合は、早期発見するための漏洩検知器を設置しておりまして、漏洩検知器も定期的に作動に異常がないかを確認しているところでございます。

17 ページの中段以降は、PCBなどの有害ガスが出た場合でも、施設外へは排出させないためにどのように管理しているかということを書いてございます。

18 ページは、第1系統から第6系統の活性炭吸着槽では、毎月各装置の出口で排気サンプリングを行い、PCB濃度を測定しております。3 - 2系統では現在、毎週ベンゼン濃度を、簡易測定ではございますが測定しておりまして、これらの測定値において排出管理目標値の半分を超えた場合には、活性炭を早めに交換するという対策をとっております。

18 ページの中段、緊急地震速報装置の導入でございます。これは、平成19年度の監視委員会で導入の提案がございまして、今年の夏の定期点検で導入をしました。

日常点検・定期点検の実施は省略させていただきます。

19 ページ、教育訓練等の状況でございます。こちら先般、5月の監視委員会で説明させていただきましたので省略しますが、新規入場者の教育の実績として2,087名、毎年このぐらいいますよということをお知らせしております。

それから安全教育の実績も、5月の安全監視委員会に実績の一覧表をつけて説明させていただきましたので、省略いたします。

20 ページでございますが、安全衛生管理活動。

そして防災・安全訓練。これまでの実績を添付しております。年に3回または4回ほど総合防災訓練等を行っております。

21 ページ、ヒヤリハット・気がかり活動の取組でございます。これも5月の監視委員会に報告させていただきました。ヒヤリハット・気がかり活動の提案をこのよう

な形でやっております。月によっては百何十件と出ておりますが、特にその月は集中的にみんなからヒヤリハット案件を提案するよという形で進めて、この内容に対応していくということで継続していきたいと思っております。

22 ページですが、J E S C O 運転管理・安全対策室連絡会議についてですが、J E S C O には5カ所の事業所、そして本社の機能がございます。各事業所等で処理困難物、あるいはトラブルがあった場合の情報交換会等を平成17年8月から平成20年9月までこのような形でやっております。各事業所で行う場合もございますし、本社で行う場合もございます。情報としては少ないかもわかりませんが、どういうことをやっているかということを表の中に書いております。

24 ページでございますが、安全対策室で作業従事者の作業衛生環境の情報交換会もやっています。

25 ページですが、作業者の健康管理につきましては、5月にご説明した内容でございますので、省略させていただきます。

(4)の環境マネジメントシステムですが、環境保全協定に「I S O 14001の認証を取得すること」ということが書かれております。私どもはこの6月に審査機関による事前審査を受けまして、8月に第一段階、10月1日、2日に第二段階の審査を受けた状況になっております。

「7.情報公開とリスクコミュニケーション」ですが、監視委員の皆様方は、情報の内容を十分知っていると思っておりますので、省略させていただきます。

27 ページの上の表でございますが、当施設に平成20年9月までに視察・見学に来られた方を一覧表にまとめております。

最後になりますが、内部技術評価につきましても、一度監視委員会で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上で資料2 - 1の説明を終わります。

【J E S C O (牧田副所長)】 引き続きまして、資料2 - 2の説明をさせていただきます。

この豊田施設の状況3件について報告をいたします。

1つ目につきましては、先ほども豊田市から説明がありましたけれども、「P C B 廃棄物の個人持込について」でございます。

この件につきましては、今年の7月12日にP C B 廃棄物保管者が自家用車にてコ

ンデンサ1台の持ち込みを行いました。出勤中の社員が、保管者による直接運搬は受け入れていない旨を再三説明いたしましたが、保管者は、「保管場所に困り、2月に運搬を頼んだのに5、6月にずれ、今度は9月でないと運べないと収集運搬業者から連絡があった。廃業して工場跡地も自宅も人手に渡っており、8月には移転を迫られている。今日受け取ってもらえなければ、帰り道に捨てて帰る覚悟で来ているので、警察でも何でも呼んでくれ」ということを繰り返しました。

所長も駆けつけて事情を再三聴取しましたが、愛知県内の保管困窮者であり、JESSCOへの登録、処理料金納付も済んでいることを確認した上で、不法投棄や運搬上の漏洩を懸念いたしまして、やむを得ず一旦預かることにいたしました。

下の図面は、この施設の配置図でございますが、2ページ目にこの施設の周辺の写真をつけておりますけれども、西側は逢妻男川沿いフェンス、それから東側の大豊工業側はコンクリートの塀という形で囲まれておりまして、唯一搬入ができるところは正面玄関となっております。この正面玄関については、写真の右上に門を閉めた写真がございますが、門につきましては午前零時から6時までの間は閉めております。それ以外の間はあいておりますけれども、門のすぐ内側で守衛が常駐いたしております。

(3)の今後の対応ですが、個人搬入という受入基準を満たさない運搬を容認したことは、豊田市との協定書に違反する行為でございます。今後二度とこのようなことを起こさないよう、豊田市から指導がございました。事業所といたしましては、次のように対処いたします。

1、個人搬入など受入基準を満たさない運搬につきましては、毅然たる態度で拒否する体制とし、協定書に基づき厳格に対応いたします。

2、保管事業者への説明会等では、受入基準を強調して説明いたします。

3、PCB廃棄物処理に係る東海地区広域協議会、これは4県と7市の皆さんが集まってつくっていらっしゃる広域協議会でございますが、この協議会を通して受入基準等の周知啓発を依頼いたします。

4、保管困窮者の情報は、関係行政機関と連絡を密にして、受入・処理に関してはできるだけ早く対応するように努めます。

なお、今回個人搬入されたPCB廃棄物につきましては、関係機関と協議の上、適正に処理することといたしております。

2つ目の件でございますが、これも先ほど豊田市のほうから指摘がございましたけ

れども、「施設・設備（遮蔽フード内のSUS床）の安全性確認について」でございます。

豊田施設の解体・洗浄エリア等の遮蔽フード内におきましては、ステンレス床の壁際の箇所でステンレス溶接が施工できない箇所がございます。下にその当該箇所の絵を描いておりますけれども、SUS床壁際部気密性確認箇所ということで、このアングルのところコーキングがしてあるわけでございますけれども、この部分についてでございます。

この箇所につきましては、平成19年の2月から5月にかけて耐油性・耐久性にすぐれたメタクリレート系コーキング材により再施工を行い、その後、定期的に健全性を確認しております。この確認は、JISの真空法により発泡漏れ試験に準じてコーキング箇所の定点で健全性を定期的に確認していますが、発泡試験を開始して1年後の今年3月ごろから微少発泡が目立つようになりました。そこで、今年の5月までの点検結果と、その後の対応についてご報告したいと思います。

下の写真は、真空吸引箱を使った真空発泡漏れ試験の状態、それからコーキング箇所をアルミテープで張ってある写真をつけております。

4ページになりますけれども、コーキング箇所の定期点検の結果につきまして報告したいと思います。コーキング施工後の健全性を確認するため、コーキング施工箇所103カ所に定点を設けております。それとテストピースを4個つくっております。これで発泡試験を昨年から9回実施してまいりました。その結果を一覧表に示しております。全体で107カ所、9回、延べ963回の点検を行っていますが、そのうち16カ所で微少発泡を確認しております。

(2)にいけますが、微少発泡箇所が増加傾向でございましたことから、今年の8月4日～12日に詳細点検を実施しました。これは、微少発泡が多く出てきた大型/車載トランス解体エリアについては、定点だけではなく、全コーキング部分190メートルの発泡試験を行いました。

微少発泡が少しあった小型トランス、真空超音波洗浄エリア、中4階のトラバーサエリア、及び攪拌洗浄エリアにつきましては、その微少発泡箇所の前後10メートルの範囲について発泡試験を行うと同時に、定点の発泡試験を行いました。

それと同時に、振動の影響も考えられるということで、振動センサーのコードの設置を行いました。

その結果が、5 ページの中段につけております一覧表になっております。ここでも、微少発泡箇所を発見しております。

6 ページ目に入らせていただきますが、( 3 ) 遮蔽フードの安全性についてですが、今回の詳細調査では、微少発泡があることを確認しましたが、仮に遮蔽フード内で P C B を含む洗浄液が漏洩した場合は、まずオイルパンで受けとめることが可能となっております。さらに漏洩が広がった場合には、漏洩検知器が作動して漏洩防止対策等に対処することができます。また、コーキング箇所につきましては、先ほども写真を見てもらいましたが、アルミテープで保護しています。このアルミテープは洗浄液を通さないことを別の試験で確認をいたしました。

6 ページの下にその実証試験の写真をつけております。概要をご説明しますと、オイルパンに 5 ミリの穴を 3 つあけました。その上にアルミテープを張り、そこに洗浄液を満たしまして、洗浄液が漏洩しないということを確認したときの写真でございます。

さらに 7 ページですけれども、先ほどの 3 つの穴に 0.13 ミリと 0.19 ミリと 0.3 ミリのステンレスのパイプを埋めまして、つまり微少の穴をつくって、その周りをコーキングして漏洩の実験を行いました。手に入るパイプが一番細いもので 0.13 ミリだったので、この形になりましたけれども、実際、この状態で真空試験を行いますと、微少漏れがあった泡よりも大きな泡が出ていることを確認しております。そういう状態で穴をつくって、その中に洗浄液を満たしましたところ、右側の写真がオイルパンの下に敷いてある吸着紙、油を吸収する紙でございますけれども、0.13 ミリの穴につきましては、洗浄液を満たした場合でも漏洩を起こしていないということを確認いたしました。

本文の 6 ページ後段に移りますけれども、この結果、仮に微少発泡箇所に洗浄液が広がっても、負圧管理している遮蔽フードの外に漏洩することはないというふうに考えております。

しかし、この微少発泡というのは、今後の拡大につながっていく可能性がございますので、7 ページの 4 番目ですが、今後の管理の方法などについてまとめております。

これまでの管理データや、9 月 17 日から 10 月末にかけて測定しております遮蔽フード内の振動試験結果などを踏まえまして、S U S 床の管理基準を定めることとしております。

このSUS床の管理基準には、コーキング箇所の発泡試験範囲、点検頻度、発泡試験の真空度、判定基準及びコーキングの補修方法を定めることとしております。

また、アルミテープが張ってありますので、そのアルミテープの健全性の確認の方法と頻度も定めたいと思っております。

また、地震があった場合のコーキング部の健全性の確認方法も一緒に定めようというふうに考えております。

8ページ、3つ目でございますが、「防火区画間仕切壁の補修について」でございます。

この件につきましては、前回の監視委員会でもご説明をいたしました。当施設の防火区画の間仕切壁にニチアス(株)の製品を使ったわけでございますが、国土交通省より耐火間仕切壁の認定取り消しということになったために、補修計画を立てていることを報告いたしました。

あの時点では、再度試験をするとか、試験に合格しなかったならばこんな補修をするという内容でご説明をいたしましたが、最終的に公的機関の試験の結果がすべて出そろいましたので、最終の補修方法が確定いたしました。

それで、次のページですが、「表1 防火区画壁各部位に関する対応」ということで、ここで赤印をつけたところの補強が必要ということが確定いたしまして、この補強につきましては、公的機関の認定試験は既に終わっておるわけでございますが、国土交通省からの最後の認定が12月におきる予定になっておりますので、それ以降、豊田市の建築相談課及び豊田市消防本部予防課に施工計画書、及び変更申請書等を提出した上で、補修工事を行うこととしております。

先ほどの表の次に「表2 工程表(案)」というのを付けておりますが、まだ案の段階ではございますが、概ね2カ月ぐらいの工期が必要だというふうに考えております。

この補修箇所につきましては、この管理棟と処理棟の間の壁ということで、ほとんどが管理棟からの工事ということになります。したがって、操業には影響ませんが、今後、見学者の皆様にはご迷惑をかけることになると思われれます。

以上、3件について報告をさせていただきました。

【松田委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、これから議題1及び議題2の内容についての質疑をしていただきたいと思います。冒頭、事務局のほうから11時半をめぐりというお話でしたが、かなり盛

りだくさんの内容でございますので、12時まで本委員会を延長していただくということは可能でしょうか。

【豊田市(福岡環境保全課長)】 私どもは結構でございます。委員の皆さんのご都合がよければ、十分ご議論いただきたいと思います。

【松田委員長】 各委員の皆様、よろしいでしょうか。

それでは、全体を通していろいろとご質疑をしていただきたいと思います。

まず私のほうから最初に確認をさせていただきたいのですけれども、資料2-2の最初のページのPCB持ち込みの件ですが、これについてはもう少し具体的にお話を伺いたいのですが。豊田市内の事業者の方が持ち込まれたということでしょうか。

【豊田市(福岡環境保全課長)】 豊田市内ではなく、愛知県海部郡のほうの事業者でございます。

【松田委員長】 そうですか。

先ほど、平成20年度いっぱいまでの処理目標が、まだ70%ぐらいだということをおっしゃられたと思います。これはたまたま豊田市の事業者ではなく、ここの中での議論は愛知県との関係が出てくると思います。残り30%の事業者の方々はかなり難しい状況下で処理計画を立てていらっしゃるということを踏まえると、この辺でしっかりとこういうことが再発しないような対策を立てていただく必要があると思います。愛知県のオブザーバーの方がいらっしゃいますが、この辺はいかがな状況下で今ご検討をいただいているのでしょうか。

【愛知県環境部資源循環推進課・廃棄物監視指導室(川津室長)】 今回の事例が起きて、どうしてこういう事態になったのかということをしぐ調査しました。調査の方法は、直接搬入された事業者の方にお会いして、どういう事情で、どういう状況でこういうふうになったのかということをお聞きしました。ただ、私どもとしては、本来の搬入というのは専門の業者さんに運んでいただくべきものですよという重々注意は差し上げたけれども、その方は2回同じことをやる可能性はないものですから、その事業者についてはそこでとめました。

ただ、今おっしゃったように、保管されている廃棄物は県内にもかなりございますので、二度と同じような状況が起きてはいけない、再発を絶対防止しなきゃいけないというふうに考えております。

県内の保管中のPCB廃棄物というのは、日ごろ、監視指導を県内7カ所の県民事

務所で行っておりますので、直ちに状況を伝えるとともに職員をすぐ集めまして、監視指導を行う場合には、保管事業者に対しましてP C Bを計画的に処理してくださいと、処理に当たって、特に運搬については専門の業者をお願いしてやっていただくようにしっかり指導しなさいということをもまず徹底をいたしました。

それからもう1点、豊田市からもご要望がありましたけれども、広域協議会でも打ち合わせをいたしまして、4県7市それぞれで同じような事態が発生するという可能性がございますので、統一した形で保管事業者に指導をしましょうということを取り決めにいたしました。例えば、緊急に処理をしなきゃいけないような事態になった保管事業者がみえる場合には、その収集運搬の業者と調整するというふうなこととか、あるいはP C B特措法で年1回報告をいただくことになっておりますけれども、それらの機会、あるいはそのほかの説明会の機会をとらえて、運搬についても専門の業者をお願いしていただく、ご自分で運ぶようなことはないようにというような注意喚起を十分していこうと、4県7市足並みをそろえてやっていきたいと思いますということを取り決めにさせていただいたところです。

【松田委員長】 ただいまの件で、各委員の皆さんはいかがでしょう。

【井上委員】 これを読んで私は、この業者の方は良心的な行動をしたんじゃないかなと思ってまして、最初に2月に運搬を頼んだのに6月にずれこんで、さらに9月にずれこんだというこの方の言い分というのは、これは正しいんでしょうか。

【愛知県環境部資源循環推進課・廃棄物監視指導室(柴田主幹)】 愛知県のその業者を直接指導した者でございます。

言い分としましては、会社が倒産しまして、土地も工場も自宅も取られてしまった。それで工場についてはすぐさら地にされてしまったので、自宅ですばらく保管したという状況があったということを確認しております。それと、その自宅も8月中に出されてしまうので、そのコンデンサを何とかしなきゃいけない。そして5月の段階ではもうJ E S C Oと処分契約は結んでおりました。ただ、収集運搬業者がその困窮度、あわてているということを知りませんでしたので、ここが一つのポイントであろうということで、まず個別論でそのところの対応をとりました。

一つは、何とかして保管困窮者についてJ E S C Oと対応をとるルートをつくる。もう一つは、収集運搬業者にこの保管の困窮度をいかに知らせるかということ、個別に対応しました。

そして、この愛知県のとった方式を今度の広域協議会におきまして一般化しよう、4県7市に広げようということでワーキンググループを行いまして、理解を得ています。これにつきましては、本会議で完全にオーソライズするつもりでございます。

以上でございます。

【松田委員長】 井上先生、今の答えでどうでしょうか。

【井上委員】 では、実際に今からもこういう事例が出た場合、もう出ないというふうな対応がとれるようなシステムができ上がっていると…。

【愛知県環境部資源循環推進課・廃棄物監視指導室(柴田主幹)】 今から動き出しますので。

【井上委員】 今からというのは、いつごろそれが確立するのでしょうか。あるいは、それまでにそういう事態が発生した場合には、どういう対処になるのでしょうか。

【愛知県環境部資源循環推進課・廃棄物監視指導室(柴田主幹)】 11月の上旬にはもう全部に広げるつもりでありますし、実際、対応済みですし、連絡等もしておりますので、まず大丈夫だと思っております。

【井上委員】 ただ、倒産とかこういうかなり緊急を要するようなときに、例えば1週間で出ていけとか言われたときに、連絡しないほうが多分、普通の人かもしれないですけども、良心的に連絡してきたPCBを不法投棄されずに処理するというのが必要なことなので、それを何かサポートするような、あるいはJESCOで保管ができないのであれば、どこかで一時的に保管するような施設をつくるとか、何かそういう対応というのは、もうとられているのでしょうか。

【愛知県環境部資源循環推進課・廃棄物監視指導室(柴田主幹)】 保管困窮が出た場合には、そこを所管しています自治体、例えば名古屋市、愛知県、静岡県に連絡を入れてもらうようになります。そうしますと、そちらからJESCOのほうに「こういう状況があるので」ということで流れをとるわけですが、まあ1週間というのはまずないと思います。今回の例でも、2月に話がありまして半年ありますので、それまでに何とか対応できるような形にはなる。今、ルートはあるけれども、今のところの欠点は、収集運搬業者がその困窮度を理解してなかったということでもあります。ですから、そこがわかるように、JESCOとも、それと私ども行政のほうも、収集運搬業者に「こういう状況があるんだ」ということを連絡するように、そういう体制づくりをしたというところでございます。

【愛知県環境部資源循環推進課・廃棄物監視指導室(川津室長)】 日ごろからPCBの廃棄物というのは適正に処理しなさいということを私どもは、さっき申し上げた立入検査等でできるだけ申し上げております。今後もしっかりそれはやっていきますし、いろんな手段、手法でこの趣旨を徹底して、例えば緊急の倒産が起こった場合でも、不適正な処理がされないように啓発をしていきたいというふうに思っております。

【松田委員長】 佐藤委員。

【佐藤委員】 あってはならないこと、起きてはならないことが起こってしまったんですね。PCBを運搬するときには、決められた容器で、決められた車でということに住民には説明してあるんです。この資料を見て初めてわかったけれども、乗用車で運んできている。しかも、前から連絡があったと書いてあります。なぜこういうことが起きるのかということです。絶対こんなことがあってはいけない。私たちは近くに住んでいるものですから、これは再発防止を絶対にしてほしいという要望です。

【太田副委員長】 今のお話にも関連しますが、コンデンサ類未処理、経済的な理由で21年度以降に270台と、この方たちは、料金はもう入っているんですか。

【JESCO(吉本所長)】 処理料金はいただいております。

【太田副委員長】 いただいて、カウントしてあるのが270台ですね。

そこで心配するのが、今、倒産というお話があるけれど、非常に経済状況が厳しくなってきた、特に経済的な理由で21年以降だという皆さん方におかれては、もう管財人とか清算人が入った場合に、本当に優先して高濃度のこうしたものが処理してもらえるかです。今の清算の状況を見ますと、そんなふうにはどうもうかがえないけれども、もうそうなる資金がないものですから、金融機関の公的資金じゃないですけれども、何か行政のほうで相当なことをしていただかないと、倒産業者の場合、本当に心配な話も出てくると思います。今後、増えるような気がしますので、それは国、県、市でもそういう対応をお願いしたいと思いますが、何かご意見があればお聞かせいただきたいと思います。

【松田委員長】 豊田市は、先ほどのご説明でも、残り30%ぐらいというのはなかなか難しいところだとおっしゃられたけれども、今の副委員長のお話にありましたように、今後、経済状況が悪化していく中で、回収等が困難という状況下で、豊田市の行政としての回収目標についてはどのような取り組みを考えられていらっしゃるかを、よろしければご報告いただきたいと思います。

【豊田市(福岡環境保全課長)】 私どもとしましては、まず、こちらの施設で処理ができるものを保管してみえる方については、とにかく21年3月31日までに処理していただけるように啓発をしていきたいと思えます。

ただ、先ほどありましたように、保管に困窮する方が今後ふえるのではないかというお話ですけれども、こちらにつきましては、市から特別に助成制度を設けるというようなことは、今の段階では検討しておりません。産業廃棄物ですので、基本的には事業者の責任においてやっていただくということなので、安易に行政が手助けすることもなかなか難しいと思えます。ただ、不法投棄をされてしまう、あるいは自分で処理をされてしまうということになって市民の皆さんに危険が及ぶということになると、これもまた問題でございますので、こちらについてはまだはっきり豊田市としてどういう方針ということは決まっておりますけれども、そういうご意見があったということで今後考えてみたいと思えます。

【松田委員長】 残り30%の事業者の方は、先ほどから議論していただいておりますように、かなり状況が悪い中で保持されているというふうに想像されます。今までとは違う何か特別の工夫をしないと安全な体制が整えられないのではないかなと思えますので、豊田市が20年度のプライオリティーとしてはまず真っ先にやっていただかなければいけないと思えます。その辺のところをあわせてお考えいただきたいと思えます。

【井上委員】 先ほどちょっと気になったところですが、今後の対応の1番で、毅然たる態度で拒否する体制とするということですが、受け入れはしない、それではどうやって持ち帰らせるのでしょうか。

【近藤委員】 「わしんとこさえよきゃあいい」という、そういう考え方ではいけないので、それは一番心配な部分ですね。

【須賀委員】 この事例は、文面から読むとほかにも問題があると思えます。

運搬業者が断っている。だったら単純にほかの業者を紹介すれば済むように思えるけれども、なぜそんな簡単なことができなかったのかなと思えますけれども。

【愛知県環境部資源循環推進課・廃棄物監視指導室(柴田主幹)】 廃棄物の契約というものは、排出事業者と処分事業者、それから排出事業者と収集運搬事業者と別々の契約でございます。これが原則でございます。先ほど説明しましたとおり、その事業者はJESCOと処分の契約はもう既に5月の段階で結びました。ところが収集運

搬事業者は、最初に豊田市、次に県内という形で、その流れがございましたので、このエリアは後に処分するということが頭に入っておりましたものですから、後、後ということで9月に運搬するという話になり、8月に出ていかなきゃいけないのであわてたというのがございます。

これを何とかしなければいけないということで、J E S C O、収集運搬事業者、それから排出事業者も、私どもからこういう状況であるということ伝えて、連絡体制をとりたいという形をとったわけでございます。

以上でございます。

【松田委員長】 皆さんの意見を集約しますと、豊田市も愛知県もそうですけれども、いずれにしても、現在、保管されていて処理を依頼されている事業者はもう大体わかっているわけですね。これから先、不透明な状況下になっていったときに、それがどこかでミッシングしてしまうようなことにならないようにきちっと行政指導をしていただく、それからそういう緊急的なものに対して何か考えていただく必要があるのではないかと思います。

例えば今の例のように、運搬業者にはねつけられるとこういうことが起こってしまうことになるわけです。今回のこういったことを踏まえて、運搬業者に徹底されているでしょうか。

【豊田市(福岡環境保全課長)】 収集運搬業者については、私どもと協定を締結しておりますので、どういう方が困窮者かという4県7市の情報をJ E S C Oに集約していただきまして、その情報を確認していただくというような形で今の段階では合意ができておりますので、そういった形でやっていただくということを、市としても許可を出す段階でそういう指導をしていきたいと考えております。

【松田委員長】 その他、豊田市内の各区の委員の方々、いかがでしょうか。

【大参委員】 関連ですが、先ほど説明があった資料2 - 1の12ページですが、豊田市内に登録されているトランス類ということで、J E S C Oに連絡があったものが登録されているという話でしたが、すべて登録されているんですか。要するに非登録というのはあるんですか。

【J E S C O(吉本所長)】 登録につきましては、まずP C B廃棄物は、行政に登録しなければならないという法律がございまして、そして私どもへの登録は、処理をするということでJ E S C Oに機器の情報ですね、場合によっては写真等を撮っていただ

き、大きさがどのくらい、どこのメーカーで、いつ製造されたという、コンデンサ、トランスには銘板というものがついておりますので、その情報等を私どもに登録していただく。そして登録料を数千円いただきまして、今後の処理については私どものほうから連絡をさせていただいて計画的に処理をするというための登録でございます。

それで、実は、行政に法的な登録をされている方と、私どもに登録されている方が一致しておればよろしいんですが、それが一致していないものが若干ございます。

【大参委員】 その後ですが、今、8台はその基準からいって受け入れできませんよと、後へ送っていますという話ですが、例えば本体からにじみ出ていると、我々住民としては、そういうものこそ問題じゃないのかというふうに思います。要するに、基準に合っていないから受け入れてない、処理は先送り、先送りということですが、地域の人たちにとっては、そういう悪いものがあること自体が問題じゃないのかなというふうに思います。もっと確実に安全にするような形を希望するんですが、それはどうでしょう。

【松田委員長】 今のお話は、受け入れ困難でまだ処理をできるだけのスペックになってないものがあるけれども、その保管がきちっとしてないと、かえって危ないではないかということですね。

それは豊田市のほうで、保管のときに安全確保のための何らかの処置を指導されているのでしょうか。

【豊田市(福岡環境保全課長)】 保管事業者については、立入検査等を行っておりますが、実際、漏洩物もあるので、漏洩物についても適切に保管してもらうように指導はさせていただいていますが、基本的には、今おっしゃられたように、早く処理していただくのが一番ですので、その辺のところは、国ですとかJESCOのほうに、そういうものも含めてできるだけ早く処理をしていただけるような方策をとってほしいということで市からもお願いはしております。

ただ、私どもとしては、保管事業者に、とにかく適切に保管してくださいということで、それは毎年確認もしておりますので、適切に保管していただくということをまずやっていただいているということでございます。

【大参委員】 安心していいわけですね。

【豊田市(福岡環境保全課長)】 安心してといっても、何が起きるかわかりませんので、まず処理は進めていただきたいと思います。

あと、蛍光灯安定器ですとか、低濃度のPCBですとか、こういったものもこの地区についてはどうやって処理するかというのが未定のような状況でございますので、そういったものも含めて、早急に処理方策を決めていただきたいということで、市としてもお願いはしております。

【松田委員長】 20年度の目標を達成しようと思いと、今のようなことが起こるわけですし、それに対してJESCOのほうがそれに対応するような処理をやっていただくというような話があったと思いとすけれども、それとの関係はいかがでしょうか。

【JESCO(齊藤事業部長)】 保管状態の非常に悪いもの、漏洩しているもの、あるいは特殊なもので、今のJESCOの豊田施設、あるいはほかの施設でもできないものをどうするかというのは、豊田に限った問題ではなく、全国共通の課題であります。

幾つかの分類はありますが、例えば漏洩物、これはぼたぼた漏りそうな、要するににじみのあるものというのは、そのままではそれを運べない消防法の規定等もあります。ではどういうふうに補修すれば消防法、あるいはガイドラインに準拠して運べるようになるのかというのは、やはり技術的な検討が要りますので、これは国の補助金を使って調査研究を進めております。そういう方法が一つ一つ確立し次第、それを消防庁とも協議いたしまして、ガイドラインにも反映してもらって、新しい基準のもとで補修して運ぶというステップが要りますので、そこは時間がかかります。

保管に関しては、JESCOの立場としては直接物が言えないので、やはり行政のほうにお任せしないといたせませんが、そういう状態のものを運べるようにする。

漏洩物に限らず特殊なものについても、JESCOの受け入れ側で、例えば施設のコンデンサの自動化ラインを少し改造することによって、少し特殊なものでもできるようにするとか、そういうJESCO側での努力をしたり、そういったいろんなパターンを組み合わせながら今後やっていくわけですけれども、優先順位としては、やはり標準的なものがまだまだたくさんあるものですから、その一通りめどがついた段階で、ある一時期、集中して時間をかけて、少し設備をいじるためには止めないといけないということもありますので、ある程度処理が進んだ段階で、そういったステップを踏んでやっていきたい。これは全事業所共通の課題として取り組んでいます。

【近藤委員】 よろしいですか。時間が余りないので申しわけないけれども、3つか

4つあります。

1つ県にお願いしておきたいのは、先ほどの問題点を、自分のところは大丈夫だと、県はいろいろな手を打ってということと言われたけれども、この問題が起きたのは、どこに本当に問題があったのか。この業者はものすごく良心的な方です。会社がつぶれちゃって、自分のところで保管をして、なおかつそれをほかっちゃいかんからということわざわざここまで持ってこられた。こんな人は世の中にそうおりませんよ。すごく責任感の強い人だと思います。だから、そういうことにならないように、運搬業者まで決まっていたわけだから、それが運ばなかったんだから、運べるようにするためにはどうしたらいいか、次の委員会までに検討して県は我々に報告してもらいたい。「こういう事例についてはこういうふうな対応ができるようにしました」ということを報告してもらいたいというのが1点。

それから、JESCOにお聞きしたいけれども、資料1の(2)、ミスト除去のためにフィルターを設置したと書いてありますが、これは現象対策に過ぎないけれども、もっと恒久対策をする方法はございませんでしょうか。

まずそれをお願いします。

【JESCO(牧田副所長)】 ずいぶん前の監視委員会でも申し上げていますが、PCBオンラインモニタリングの弱点として、オイルミストが飛んでくると、それをPCBに誤認してしまうという性質がございます。分子量で測っているということがあって、同等の分子量のものをPCBで換算してしまうということがございます。したがって、PCBでないものをオイルミストフィルターというものを使いましてミストを取ってしまうという装置の改善をしたわけでございますけれども、そもそもそのミストが飛んでこないようにするというのが一番でしょうけれども、それは通常の場合は飛んでこないようにはなっているんですが、たまたまそういうこともあるというので、装置の対策をしたわけでございます。

【松田委員長】 たまたまというのは、何か…。

【JESCO(牧田副所長)】 例えば、定期点検でとめますと、ダクトの中で油が結露みたいな形になるわけです。その後、急に動かしますと、その油が飛んできてしまうということがございます。

【近藤委員】 現状ではやむを得ない対策だということですね。わかりました。

【愛知県環境部資源循環推進課・廃棄物監視指導室(川津室長)】 1点目ですが、今

回、直接搬入された事例につきましては、さっきから申し上げているように、運搬業者と話はされておったけれども、結局、運搬業者が緊急性を十分認識していなかったのが原因かなと思っております。ですから、処理までにはいろんな手続きがございますけれども、その途中でいわゆる保管困窮者といいますか、その方の事情をしっかりと把握するということが必要だと思っておりますので、困窮者の方とJ E S C Oとお話をいただいて、J E S C Oがその困窮の度合いをしっかりと状況把握をしていただいて、その上で日程を調整していただいて搬入をするというシステムを構築していこうということで、先日、その4県7市の広域協議会のワーキンググループという会議を持っておりますので、そこでそういうシステムをつくっていきましょうという打ち合わせをいたしました。11月上旬に全体の広域協議会を開きまして、それをオーソライズして4県7市で足並みをそろえてそういう調整をしていきたいと思います、こういう事例を可能な限り防いでいきたいと思いますということを決めています。

【松田委員長】 ということは、緊急的な処理のラインを設けていただくようなことを現在ご審議いただいているということですか。

ということで、近藤委員、今のお話ですが、今回は本当に善意の中でこういうことが起こってしまったけれども、こういうことが起こらないようなことを、とにかく杓子定規な処理手続きではなくて、緊急的に必要なそういった困窮の方々のための検討をしていただいているというふうにお伺いしました。運搬処理業者に対しても、そういう間違った取り扱いをしないように周知徹底するということと思いますが、それでよろしかったでしょうか。

【近藤委員】 やってるやっているとってなかなか結論が出てこない場合が多いので、次回までには絶対結論が出るはずだから、報告してくださいということをお願いしているわけです。

【松田委員長】 次回までにご報告いただけますでしょうか。

よろしいですか。では、お願いします。

【近藤委員】 次に10ページ、合格品が86%、不合格品というのが14%あるわけで、これは何で不合格になったのか、不合格のものはじゃあ再処理されているのか、そこら辺をちょっとお伺いします。

【J E S C O(吉本所長)] その処理しているものが違いますので、何が不合格かというのは一概には言えませんが、例えば超音波洗浄は、非含浸物、コンデンサの容器

とか、それから鉄心、そういうものを洗浄する装置でございますが、コンデンサの容器は、非常に底のほうが複雑になっておりまして、下のほうにP C Bの液が溜まりやすいような構造になっております。そういうものを最初の過程で洗浄液のジェットで洗うとか、そういうことをやらないといけないことがわかりました。それから、洗浄過程でコンデンサの缶体が傾いてしまって中に液溜まりができて洗えなかった、そういうものがございます。それは超音波洗浄です。

それから真空加熱処理のほうは、コンデンサの素子、それから紙を処理しているものですが、最終的に溶出試験をして合格判定をするんですが、コンデンサの特に素子は非常に薄いもので、反物のような形で、アルミ箔とポリプロピレン又は紙とが互層になっております。そういうものを自動の機械で切断するわけですが、最後の切る段階では非常に薄いものを切る形になりまして、うまく切れない場合は卒業できないということがございます。

それで処理は、再度同じ処理をしまして卒業させます。

【松田委員長】 よろしいでしょうか。

【近藤委員】 もう1点だけすみません。

14 ページ、最終排水口がありますが、これは逢妻男川に流されております。ここができるときに、逢妻男川の整備と水質管理をやるということが我々地域の者に説明されて、協定を結んでいるわけですけれども、川の状況を見ていくと、途中まで、若林まで護岸工事をやられてきているけれども、まだ護岸工事をやってない川の中の堆積物がものすごく多くて、それを掃除してくださいということをお願いしたはずだけれども、まだ実施されてないけれども、それはどうなっているのかお聞きしたい。

【J E S C O (吉本所長)】 この近辺にある企業で年に一度ほどこの川の堆積物の掃除等はやっているつもりでございます。頻繁にはできておりませんが、その企業の集まりの中で私どもも参加させていただいて、そういうときにはごみを回収したりして協力させていただいています。

【近藤委員】 県との協定を結んでいるはずですね。そういうふうな話をちゃんとしてくださいということで、その了解は県がしているはずです。その協定書もちゃんとあるはずです。

せっかく県の方がいらっしゃるので、どういうふうに思っていらっしゃるか、それだけ簡単をお願いします。

【愛知県環境部資源循環推進課・廃棄物監視指導室(川津室長)】 申しわけないですが、その清掃のほうまでどういう話がついているのかは、ちょっと承知はしておりませんが、河川改修につきましては、計画的に実施するように担当部署に毎年申し入れ、予算措置もしております。

【松田委員長】 そうすると、次回までに近藤委員の言われたことについてはどういう計画になっているかを説明いただけるでしょうか。

【愛知県環境部資源循環推進課・廃棄物監視指導室(川津室長)】 清掃まではちょっと私も今まで聞いてないものですから、一応、関係部署に確認はさせていただきたいと思います。

【松田委員長】 では、よろしく願いいたします。

浅野委員、どうぞ。

【浅野委員】 2点お願いします。

本日、豊田市からは、平成 21 年 3 月までにはこの P C B の廃棄物の処理が推進されるよう指導・啓発を行っていくというご説明を受けて、その後、J E S C O の資料 2 - 1 の 1 ページにもありますが、しかしながら、現施設では処理が困難なコンデンサ類、それから経済的な理由等により、予定の平成 20 年度までには豊田市内のすべての処理をすることはできない状況と伺って、市民としては、一体どうなっているんだろうというのが本音でございます。

J E S C O の説明については、11 ページ以降に、豊田市内の P C B 処理に係る進捗状況というのが丁寧に書かれておりますので、こちらのほうもご説明と、拝読をさせていただいたところですが、トランス類のうち 8 台は本体ににじみが認められるため、現時点では受け入れを見送っている、それからコンデンサ類等についても、現時点で豊田施設での処理困難が市内に 1,300 台というと、これは大きな数字だなと思います。

一方で、漏洩品や漏洩の恐れのあるコンデンサ類、先ほど J E S C O の齊藤事業部長からもご説明を伺いまして、調査研究中ということですが、関係機関とも調整中ということですが、20 年度はあと半年間しかありません。もちろん粛々と事業が進んでいて、処理のしやすいものからやっていくというのは、とてもわかる状況ですが、処理困難物があることも周知の事実でわかっていたことなので、この調査研究はもっとスピード感を持って事前にはしておかないといけないことなのかなと思いました。

もう1点は、先ほど来議論の中に出ています7月12日の件ですけれども、この保管困窮者の方の肉声が出ていたんですが、2月に運搬を頼んだのに5月、6月にずれ込んで、また9月まで運べないと、ここが一番の原因だと思っています。こういうふうにずれ込んだ業者が、ほかにももしたくさんあるのであれば、このような事例が二度三度と起こるという懸念を持っています。

一方で、PCBの処理事業は、5番目に北海道事業が今年5月に始まったということですが、これは豊田事業に限らず、PCBが広域処理になっていることを考えますと、北海道などはもっと大きな心配になっていくと思っています。この辺、丁寧に対処をしておかないと、やはり事業者の中にPCB廃棄物に対する処理の重要度の認識の温度差があるように思いますので、この海部郡の方は、ちゃんと重要だと思っていてくださったけれども、そうではない方がもしかしていらっしゃったら、不法投棄につながると心配になってしまいます。

以上です。

【松田委員長】 ありがとうございます。

今の浅野委員のおっしゃったこと、ちょっとまとめますと、現状、把握している分についても、できるだけ処理のスピードアップ、特に現在、豊田市内の30%というのはいかなり回収が困難という状況にあるということですので、その方たちの処理のスピードアップ、それからもちろん広域の方々に対しても、今回のこういうケースを一つの例として、もう少しきめ細かな行政の指導を徹底していただきたい。そして処理のほうはJESCOと市とできちんと連携をとっていただきたいということになるのかと思います。浅野委員、よろしいですか。

そのほか何かございますでしょうか。

【金子委員】 この収集運搬の件について、これはもう本当に異常だと思っています。先ほどから県の方がいろいろ説明されていますが、明日、明後日起きるかもしれないという緊迫感を持ってやっていただきたいと思っています。

以上です。

【松田委員長】 ありがとうございます。

大変この議題は重いですので、関連される方々はしっかり連携していただいて、次回、具体的なものが見えるような善後策を立てていただけるようお願いしたいと思います。

そのほか、例えば床のコーキングの話も出てまいりましたけれども、専門の先生、コメントはありますか。

【森委員】 ちょっと私も気になっていますが、漏洩の気密テストで、部屋の中の減圧の程度というのは大体どのくらいでしょうか。それから、テストをしているときの真空度との差をいうのか、その点が1つ。

それからあと、発泡現象が見られたということですが、そのガスが入ってくるのが、ゴムの部分から出てきているのか、それとも金属とゴムが接している部分から入ってきているのか、そういった点が少し気になります。

それから、0.13ミリの径のときには発泡現象が見られなかったということだったけれども、液がある程度溜まってくると、その圧力がきいて今度は外へ漏れ出すということになってきますので、最悪の場合、全量洗浄液みたいなものが床へ全部こぼれた、そのときに果たしてその液深が一体どのくらいになるのか、そういったところはきちっと数値を見ておいたほうがいいかなと思います。

【JESCO(牧田副所長)】 数値の点だけお答えしますけれども、このエリアの負圧度はマイナス60パスカルでございます。真空発泡試験はマイナス10~20キロパスカルでございます。

【森委員】 通常よりは高く、通常の部屋の中の負圧はマイナス60パスカルですね。

【松田委員長】 特にそういった微少の発泡が見られたというところは、振動が加わっているようなところですか、何か共通的にその作業環境に特徴があるようなところに集中しているのか、その辺の分析はいかがですか。

【JESCO(塩飽設備保全課長)】 今までの傾向を見ますと、大型/車載トランスということで、やはり振動の大きいところで起こっています。その確証を得るために、今、この資料でもありましたけれども、振動センサーをつけまして、どのくらいの振動が起こっているか、その微少漏れの発生しているところ、それから発生していないところのデータをとっているところです。11月半ばから末にかけては、そのデータの整理ができていると思っています。それを見ながら検討していきたいと思っています。

それと、さっき質問がございましたけれども、コーキングの際から出ているのか、真ん中から出ているのかということですが、今まで見た感じでは、ほとんどのものが境界面・設置面から出ています。

【森委員】 そうすると、コーキング材の劣化で真ん中にひびが生じているというこ

とですね。

【ＪＥＳＣＯ（塩飽設備保全課長）】 振動が何かでだと思っております。

【松田委員長】 いずれにしましても、早期発見していただきまして大事に至ってないということですので、次回までにその原因とそれから対策について具体的なものを出していただけるようでしたら、出していただきたいと思います。ぜひご検討いただきたいと思います。

【ＪＥＳＣＯ（塩飽設備保全課長）】 わかりました。振動測定の結果、うまく振動と微少漏れとの因果関係が出れば非常にいいですけれども、その辺、まとめたいと思います。

【松田委員長】 それをまず試みていただくということと、それからそういった微少の気泡が出てくることに対する今後の対策についても、アルミのテープで張っている部分については大丈夫だということですが、その辺も含めて恒久的な対策を考えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

そのほかは何か。

【須賀委員】 １点だけいいですか。

豊田市の水濁法の立入状況のデータが出ていますが、これはＪＥＳＣＯがやってみえる環境モニタリングとかなり考え方の差があるように思います。ＪＥＳＣＯにとっては、これからＩＳＯなんかをやるにしても、最終排水口をされないとまずいと思うんですけども、そのデータが環境モニタリングにありません。前も指摘しているけれども、項目等も違うということで、浄化槽だけ見ているのではなくて、最終排水口が必要だと思うけれども、それはそういう考え方がなくて、市のほうはそちらを監視しているということで、非常にそこがあるように思います。

【ＪＥＳＣＯ（牧田副所長）】 最終放流口について、外部に委託したモニタリングはございませんが、事業所内で２週間に一度測定をして記録を残しております。これは水濁法で決められているものです。

【須賀委員】 水濁法のデータというのは持ってみえるということですか。

【ＪＥＳＣＯ（牧田副所長）】 はい。

【松田委員長】 よろしいでしょうか。

渡邊委員、お願いします。

【渡邊委員】 私は、衛生関係のほうでちょっとお聞きしたいんですけども、作業

者の側の健康状態はチェックしているというお話ですが、全体像の話をお聞きしますと、運搬業者とか、あるいは保管業者とか、このPCB処理の全体にかかわってくるような関係者の方々の作業衛生状態、あるいは健康安全状態というのを把握する方法として、何かシステムは入ってみえるのでしょうか。

【松田委員長】 J E S C Oのほうから今のご質問に対していかがですか。

【J E S C O(吉本所長)】 当事業所で働いている方は、もちろん血中PCB濃度を定期的に採取して把握はしております。

【渡邊委員】 労働安全衛生法は事業所単位で、J E S C Oについてはその中でその管理システムはつくれますが、今のお話を聞くと、より広域な方々が関係してくるものですから、そういう人たちの情報も含めて整理されるようなことはお考えではないですか。

【J E S C O(齊藤事業部長)】 J E S C Oとしては、自社と関係ない方に対しては何の権限もございません。考え方としては、保管場所も適正に保管されている、あるいは収集運搬もPCBに曝露されないためのガイドラインになっていますので、J E S C Oの施設内で行っている健康管理相当のものが必要かどうか、これは行政の判断によると思いますけれども。

【渡邊委員】 労働安全衛生法の人々の健康管理の考え方は、もちろん作業の環境も管理しなければいけない。ですけど、個体の側が強い方も弱い方もみえるものですから、個体の側の健康状態もやはり管理します。だから作業の条件も含めると3段階管理するわけです。ですから、それはあり得ませんという考え方は、法律自体の理念から外れていまして、全体像として見ます。ですから、もともと事業所という単位が区切りですから、確かに関係ありませんと言ってしまうばそうですけれども、全体像のシステムとして最初に提示されている以上、もう少し何か方向性を持たれるというようなものがあってもいいかなという気がします。運搬業者に対しての指導があるわけですから、情報としていただくような形のものとか。例えば、50人以下の事業所が相手ですと、これはどうも法から抜ける可能性もありますね。余りご存じないですか。

【J E S C O(齊藤事業部長)】 PCB処理にかかわる作業従事者の安全管理については、別途、作業安全衛生部会という部会を設けていまして、専門の先生方で構成されていて、そこでいろいろなガイドライン等を決めてやっております、そこでそういう議論は今まで特に出しておりません。

【松田委員長】 運搬搬入業者の方たちの健康管理は、どこが管轄をされるのですか。

【近藤委員】 やるとすれば行政じゃないですかね。J E S C Oに運搬業者まで管理しろと言うのはちょっと無理だと思いますよ。

【松田委員長】 その辺、愛知県と豊田市は何かやってらっしゃるでしょうか。

【豊田市(福岡環境保全課長)】 収集運搬業者につきましては、特別管理産業廃棄物を取り扱われるということで、曝露しないような取り扱いですとか、何か事故が起きたときにどうやってやるかとか、そういうことは講習を受けてみえまして、健康管理までは義務づけられているわけではございませんけれども、そういった知識を持って曝露を避けるような取り扱いをされているというふうに理解しております。それではお答えにならないかもしれませんが。

【渡邊委員】 もちろん、義務かどうかという考え方でいうと、義務じゃないです。事業所単位ですから法律からは外れます。相手は独立した事業所ですから、当然そうなんだけれども、曝露の危険性のある人たちの情報を一括して監視するシステムがあったほうがより良いのではないかなという気がして、法律上は問題ないと思いますが、お願いします。

【松田委員長】 その辺も検討をいただくことでいかがでしょうか。やはり搬入業者の方々が豊田市内を出入りされるわけですし、できるだけ安全性を高めるためにも、チェックをしていただくとか、何かその辺のシステムを考えていただくということでご検討いただけるでしょうか。

【豊田市(福岡環境保全課長)】 豊田市で検討してすぐ答えが出せる話ではないと思いますので、愛知県、広域協議会、あるいは国のほうとも一度相談をさせていただきたいと思います。

【松田委員長】 わかりました。

そのほかいかがでしょうか。

【豊田市消防本部(成田課長)】 操業が順調にいくためにJ E S C Oに1点お願いをします。

5月だったと思いますが、J E S C Oの職員が予防課にお見えになって、資料2 - 2の中にあります防火区画の間仕切壁の補修の打ち合わせをしていただいております。ご存じのように、この建物は1棟が危険物施設の一般取扱所となっております。したがって、この壁をいじることによりまして変更許可申請という手続が必要になります。

原則からいきますと、危険物施設は工事を行う場合に一旦操業を停止するのが原則ですけれども、安全であれば仮使用承認という手続きの中で危険な部分を除いて使用することが認められることになっております。その辺の手続的なもの、工事の段階的な実施要領が打ち合わされていないと思いますので、できるだけ早くもう一度、消防本部予防課にお見えになりまして、5月以降に出てきた内容を含めて調整をしていただき、操業が順調に継続できるようにしていただきたいと思います。

あわせて、防火・防災対策を引き続き取り組んでいただいて、火災等がないようによろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

【松田委員長】 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

【竹内委員】 豊田市にお伺いしますけれども、資料1の表3にモニタリングの調査データがありますが、底質、土壌で今回データが間に合わなかったということで欠測になっていきますけれども、今回の会議はご存じだったと思いますので、これに間に合わせてもらわなければいけませんけれども、それが1点お願ひです。

それから次に、その右側に環境省が出したデータがありますが、このデータで非常に高い値が出ているけれども、基準値と比べてどうなのかということをお教えください。

それから、サンプリングの地点が移動していませんか。その辺の調査を市のほうでやられているかどうか。

【豊田市(福岡環境保全課長)】 データにつきましては、天候等があって水質等の調査が若干ずれてしまったということです。これからはできるだけ同時にご報告ができるようにやっていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それから、環境省の数値のお話ですけれども、これは全国データですので、確かにかなり幅がございます。環境省が全国的に調査されたものの範囲がこの範囲に入っているということです。

【竹内委員】 これは全国データですか。測定ポイント5番の逢妻男川のところも、環境省が測定したデータじゃないんですか。

【豊田市(福岡環境保全課長)】 ちょっと私どもの表がまずいと思ひますけれども、左手の調査地点のところを環境省がやったわけではなくて、全国データでございます。

【竹内委員】 それならわかりました。

【豊田市(福岡環境保全課長)】 地点は、今回は小原支所との対比でバックデータがとれましたので、追加をさせていただいています。

【竹内委員】 基準値に対してはどうか。

【豊田市(福岡環境保全課長)】 この全国データをなぜここに出させていただいたかといいますと、基準値がないものがありますので、どの辺の範囲かというのを目安として見ていただくのに全国データを見ていただくのが一番いいかなということで、こういうふうにさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

【竹内委員】 了解しました。

【松田委員長】 それでは、大分時間が超過しまして、司会の不手際で申しわけございませんでした。

一応皆様からご議論をいただいたということで、今回の委員会を終了させていただきたいと思います。

本日の配付していただきました資料につきましては公開でよろしいでしょうか。

【豊田市(福岡環境保全課長)】 すべて公開で結構でございます。

【松田委員長】 では、公開していただけるということでございますので、そのようにお取り扱いください。

それでは、本日は長い時間皆様には活発にご議論をいただきまして大変ありがとうございました。これで平成 20 年度第 2 回豊田市 P C B 処理安全監視委員会の議題をすべて終了させていただきます。

それでは、進行は事務局のほうにお返しいたします。

【(事務局)松井】 長時間にわたり松田委員長を初め委員の皆様ありがとうございました。

これをもちまして、平成 20 年度第 2 回豊田市 P C B 処理安全監視委員会を終了いたします。

午後 12 時 27 分 閉会